

賛助会員規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人新産業創造研究機構（以下「財団」という。）定款第29条の規定に基づき、賛助会員に関して必要な事項を定めるものとする。

(賛助会員)

第2条 賛助会員は、財団の事業目的の遂行を援助するとともに、財団の事業活動に参加することができる。

- 2 賛助会員は財団のTLOひょうごの企業会員に登録される。
- 3 賛助会員になろうとする者は、賛助会員申込書を理事長に提出しなければならない。
- 4 賛助会員を退会しようとする者は、賛助会員退会届を理事長に提出しなければならない。
- 5 賛助会員申込書及び賛助会員退会届の様式については、財団事務局にて別途定める。

(賛助会費)

第3条 賛助会員は、1口以上の賛助会費を、加入年度においては加入の日に、次年度以降は毎年4月末までに納入するものとする。

- 2 1口の金額は、1事業年度につき5万円とする。
- 3 賛助会員が退会した場合は、既納の会費は返還しない。
- 4 賛助会費は財団が実施する事業に配分することとし、その配分は、法人会計、収益事業、公益目的事業の順とする。配分の比率及び金額等については、理事長が別途定める。

(特別賛助会員)

第4条 理事長が特に認めた者を特別賛助会員とすることができる。

- 2 特別賛助会員は、賛助会費を免除される。

附 則

1. この規程は、平成23年4月1日から施行する。
2. 平成31年4月1日、一部改正。